京都芸術大学研究倫理規程

２０２３年１２月５日制定

（目的）

第 １ 条　　この規程は、京都芸術大学における研究者の行動規範（２０２３年１２月５日制定）に基づき、京都芸術大学（以下、「本学」という。）の研究活動に従事する研究者及び職員に求められる倫理的基準に関する事項を定め、もって本学の研究活動の公正性と社会からの信頼性を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第 ２ 条　　この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察、発想、アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

（２）研究者とは、本学に所属する非常勤を含む教員、研究員、大学院及び学部学生など、本学の研究活動に従事する全ての者をいう。

（３）職員とは、本学の研究活動にかかる経費の執行、管理に関わる事務に従事する全ての者をいう。

（４）利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、研究活動で必要とされる公正且つ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者からみなされかねない事態をいう。

（５）個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日等の個人を識別できるような情報に加え、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報をいう。

（研究者の基本的責務）

第 ３ 条　　研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

（１）　研究者は、研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、良心と信念に従い、高い倫理規範のもと誠実に研究活動を行わなければならない。

（２）　研究者は、生命の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

（３）　研究者は、自らの専門知識、能力、技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を示す最善の努力をしなければならない。

（４）　研究者は、異なる分野の研究を尊重するとともに、他の国、地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努めなければならない。

（５）　研究者は、障害や性別、国籍、思想信条等による差別やハラスメントを行ってはならない。

（６）　研究者は、学内外の研究者と共同で研究を行う場合は、相互に独立した対等

の研究者として誠意を持って接し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。

（７） 研究者は、大学院及び学部学生が研究活動に加わる場合は、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。

（法令順守）

第 ４ 条　研究者及び職員は、国内の法令及び告示、指針等並びに学内諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。

（不正行為の防止）

第 ５ 条　研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の不正行為や、その他の不適切な行為を行ってはならない。

２　研究者は、不正行為に加担してはならない。

（説明と公開）

第 ６ 条　研究者は、自らが携わる研究活動の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究活動が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するよう努めなければならない。

（研究資料等の収集・管理・処理）

第 ７ 条　研究者は、当該研究に関わる情報、データ等の収集に当たっては、一般的に妥当な方法、手段により行わなければならない。

２　研究者は、研究活動の正当性を証明するための手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、当該研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料等を適切に管理・保存し、本学が必要と認める場合は、これを開示しなければならない。

３　前項の各種資料等の保存期間は、論文の発表後１０年間とする。ただし、試料や装置については５年間とする。

（他者との関係）

第 ８ 条　研究者は、他者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究活動に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えなければならない。

２　研究者は、他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

（研究費の管理）

第 ９ 条　研究者は、研究費が授業料等納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の企業・団体等からの補助金、寄付金によって賄われていることを踏まえ、適

切且つ効率的に使用しなければならない。

２　研究者は、交付された研究費を当該研究以外の目的に使用してはならない。

３　研究者及び職員は、関係法令及び本学の規程等又は資金を提供した機関の定めに従い、研究費を適切に管理しなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第１０条　研究者は、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対して研究活動の目的や意義、収集方法、発表方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得なければならない。

２　組織、団体等から資料、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

（個人情報の保護）

第１１条　研究者は、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

２　研究者は、研究活動によって得られた協力者の個人情報及びデータの匿名性を保証しなければならない。

（機器、薬品及び材料等の管理）

第１２条　研究者は、研究活動において機器、薬品、材料等を用いる場合は、法令、取扱要領、関係規程等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

２　研究者は、研究活動の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任を持って適切な処理を行わなければならない。

（利益相反）

第１３条　研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、助言等において、個人と組織あるいは異なる組織間の利益の衝突（以下「利益相反」という。）に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

２　前項において、利益相反に該当するかについての判断に当たっては、本学が認めた社会連携及び社会実装等に係る事業を除くものとする。

（大学の責務）

第１４条　本学は、この規程の運用を実行性のあるものにするため、研究活動及び研究費の適切な運営・管理について必要な措置を講じる。

２　本学は、研究倫理に係る意識を高めるため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。

３　本学は、研究者及び職員の研究倫理に反する不正行為が発見された場合は、適切な措置を講ずるものとする。

（改廃）

第１５条　　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、２０２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２４年１２月３日から施行する。